

労働安全衛生規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第三十条 令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。</p> <p>第三十一条 令第十八条第四十号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。</p> <p>一 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンジジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの</p> <p>二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの</p> <p>三 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの</p> <p>四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの</p>	<p>（名称等を表示すべき有害物）</p> <p>第三十条 令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表第二に掲げる物とする。</p>

五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第三十四条の二 令別表第九第六百三十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。

第三十四条の二の二 令別表第九第六百三十五号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

一 ジクロロベンジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、

第三十一条 (略)

第三十二条及び第三十三条 削除

第三十四条 (略)

第三十四条の二 (略)

(名称等を通知すべき有害物)

第三十四条の二の二 令別表第九第六百三十一号の厚生労働省令で定める物は、同表第一号から第六百三十号までに掲げる物をその重量の一パーセント（ベンゼンにあつては、容量の一パーセント）を超えて含有する製剤その他の物とする。

ジクロロベンジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

三 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第二項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九第一号から第六百三十三号までに掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第二項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九第一号から第六百三十号までに掲げる物ごとに重量パーセント（ベンゼンにあつては、容量パーセント）を通知しなければならない。この場合における重量パーセント（ベンゼンにあつては、容量パーセント）の通知は、十パーセント未満の端数を切

第九十五条の三の二 法第九十六条の二第五項において準用する法第九十一条第三項の証票は、様式第二十一号の二の三によるものとする。

別表第二（第三十条関係）

物	含有量 (重量パーセント)
アクリルアミド	〇・一パーセント未満
アクリロニトリル	一パーセント未満
アセトン	一パーセント未満
アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	一パーセント未満
イソブチルアルコール	一パーセント未満
イソプロピルアルコール	一パーセント未満
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	一パーセント未満
エチルアミン	一パーセント未満
エチルエーテル	一パーセント未満
エチレンイミン	〇・一パーセント未満
エチレンオキシド	〇・一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	〇・三パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテル	〇・三パーセント未満
ルアセテート（別名セロソルブアセテ	〇・三パーセント未満

り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

別表第二（第三十条関係）

- 一 アクリルアミドを含有する製剤その他の物。ただし、アクリルアミドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 二 アクリロニトリルを含有する製剤その他の物。ただし、アクリロニトリルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 三 アセトンを含有する製剤その他の物。ただし、アセトンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 四 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下この号において同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、アルキル水銀化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 五 イソブチルアルコールを含有する製剤その他の物。ただし、イソブチルアルコールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 六 イソプロピルアルコールを含有する製剤その他の物。ただし、イソプロピルアルコールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 七 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）を含有する製剤その他の物。ただし、イソペンチルアルコールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

エチレングリコールモノノールマルール	一パーセント未満
ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	
エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	○・三パーセント未満
塩化ビニル	○・一パーセント未満
オーラミン	一パーセント未満
オルトジクロルベンゼン	一パーセント未満
オルトフタロジニトリル	一パーセント未満
過酸化水素	一パーセント未満
カドミウム化合物	○・一パーセント未満
キシレン	○・三パーセント未満
クレゾール	一パーセント未満
クロム酸又はクロム酸塩	○・一パーセント未満
クロルベンゼン	一パーセント未満
クロロホルム	一パーセント未満
クロロメチルメチルエーテル	○・一パーセント未満
五酸化バナジウム	○・一パーセント未満
コールタール	○・一パーセント未満
酢酸イソブチル	一パーセント未満
酢酸イソプロピル	一パーセント未満
酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	一パーセント未満
酢酸エチル	一パーセント未満
酢酸ノルマルブチル	一パーセント未満
酢酸ノルマルプロピル	一パーセント未満
酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ア	一パーセント未満

- 二の五 エチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、エチルエーテルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 三 エチレンイミンを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンイミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 三の二 エチレンオキシドを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンオキシドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 三の三 エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)を含有する製剤その他の物。ただし、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテートの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 三の四 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)を含有する製剤その他の物。ただし、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテートの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 三の五 エチレングリコールモノノールマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)を含有する製剤その他の物。ただし、エチレングリコールモノノールマルブチルエーテルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 三の六 エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)を含有する製剤その他の物。ただし、エチレングリコールモノメチルエーテルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 四 塩化ビニルを含有する製剤その他の物。ただし、塩化ビニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 五 オーラミンを含有する製剤その他の物。ただし、オーラミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 五の二 オルトジクロルベンゼンを含有する製剤その他の物。た

ミル)	
酢酸メチル	一パーセント未満
三酸化砒素	〇・一パーセント未満
次亜塩素酸カルシウム	一パーセント未満
四アルキル鉛	一
シアン化カリウム	一パーセント未満
シアン化ナトリウム	一パーセント未満
四塩化炭素	一パーセント未満
一・四―ジオキサン	一パーセント未満
シクロヘキサノール	一パーセント未満
シクロヘキサノン	一パーセント未満
一・二―ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	一パーセント未満
一・二―ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)	一パーセント未満
ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	一パーセント未満
三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン	〇・一パーセント未満
N・N―ジメチルホルムアミド	〇・三パーセント未満
臭化メチル	一パーセント未満
重クロム酸又は重クロム酸塩	〇・一パーセント未満
硝酸アンモニウム	一
水銀又は無機水銀化合物 (硫化水銀を除く。)	〇・三パーセント未満
スチレン	〇・三パーセント未満
一・一・二・二―テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	一パーセント未満

だし、オルト―ジクロルベンゼンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

六| オルト―フタロジニトリルを含有する製剤その他の物。ただし、オルト―フタロジニトリルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七| カドミウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、カドミウム化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七の二| キシレンを含有する製剤その他の物。ただし、キシレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

七の三| クレゾールを含有する製剤その他の物。ただし、クレゾールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

八| クロム酸又はクロム酸塩を含有する製剤その他の物。ただし、クロム酸又はクロム酸塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八の二| クロルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、クロルベンゼンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

九| クロロホルムを含有する製剤その他の物。ただし、クロロホルムの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

九の二| クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

九の三| 五酸化バナジウムを含有する製剤その他の物。ただし、五酸化バナジウムの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

九の四| コールタールを含有する製剤その他の物。ただし、コールタールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

九の五| 酢酸イソブチルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸イソブチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

テトラクロルエチレン（別名パークロ ルエチレン）	○・一パーセント未満
テトラヒドロフラン	一パーセント未満
一・一・一トリクロルエタン	一パーセント未満
トリクロルエチレン	○・一パーセント未満
トリレンジイソシアネート	一パーセント未満
トルエン	○・三パーセント未満
鉛化合物（令第十八条第二十四号に掲 げる鉛化合物をいう。）	○・一パーセント未満
ニツケルカルボニル	○・一パーセント未満
ニトログリセリン	＝
ニトロセルローズ	＝
二硫化炭素	○・三パーセント未満
ノルマルヘキサン	一パーセント未満
パラジメチルアミノアゾベンゼン	一パーセント未満
パラニトロクロルベンゼン	一パーセント未満
ピクリン酸	＝
フェノール	○・一パーセント未満
一・三・ブタジエン	○・一パーセント未満
一・ブタノール	一パーセント未満
二・ブタノール	一パーセント未満
弗化水素	一パーセント未満
ベータープロピオラクトン	○・一パーセント未満
ベンゼン	○・一パーセント未満
ペンタクロルフェノール（別名PCP ）又はそのナトリウム塩	○・三パーセント未満
ホルムアルデヒド	○・一パーセント未満
マゼンタ	○・一パーセント未満

- 九の六 酢酸イソプロピルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸イソプロピルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の七 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）を含有する製剤その他の物。ただし、酢酸イソペンチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の八 酢酸エチルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸エチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の九 酢酸ノルマルブチルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸ノルマルブチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の十 酢酸ノルマルプロピルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸ノルマルプロピルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の十一 酢酸ノルマルペンチル（別名酢酸アミル）を含有する製剤その他の物。ただし、酢酸ノルマルペンチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の十二 酢酸メチルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸メチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 十 三酸化砒素を含有する製剤その他の物。ただし、三酸化砒素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 十一 四アルキル鉛を含有する製剤その他の物。ただし、加鉛ガソリンを除く。
- 十二 シアン化カリウムを含有する製剤その他の物。ただし、シアン化カリウムの含有量が五パーセント以下のものを除く。
- 十三 シアン化ナトリウムを含有する製剤その他の物。ただし、シアン化ナトリウムの含有量が五パーセント以下のものを除く。
- 十四 四塩化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、四塩化炭素

メタノール	○・三パーセント未満
メチルイソブチルケトン	一パーセント未満
メチルエチルケトン	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノール	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノン	一パーセント未満
メチルノルマルブチルケトン	一パーセント未満
沃化メチル	一パーセント未満
硫化水素ナトリウム	一パーセント未満
硫化ナトリウム	一パーセント未満
硫酸ジメチル	○・一パーセント未満
備考 名称等を表示すべき危険物及び有害物から除かれる物	
一 四アルキル鉛を含有する製剤その他の物のうち、加鉛ガソリン	
二 ニトログリセリンを含有する製剤その他の物のうち、九十八パーセント以上の揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したものであつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のもの	

の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の二 一・四―ジオキサンを含有する製剤その他の物。ただし、一・四―ジオキサンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の三 シクロヘキサノールを含有する製剤その他の物。ただし、シクロヘキサノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の四 シクロヘキサノン含有する製剤その他の物。ただし、シクロヘキサノンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の五 一・二―ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、一・二―ジクロルエタンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の六 一・二―ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、一・二―ジクロルエチレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の七 ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、ジクロルメタンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の八 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十四の九 N・N―ジメチルホルムアミドを含有する製剤その他の物。ただし、N・N―ジメチルホルムアミドの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十五 臭化メチルを含有する製剤その他の物。ただし、臭化メチルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六 重クロム酸又は重クロム酸塩を含有する製剤その他の物。ただし、重クロム酸又は重クロム酸塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十七 水銀又は無機水銀化合物（硫化水銀を除く。以下この号において同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、水銀又は無機水銀化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十七の二 スチレンを含有する製剤その他の物。ただし、スチレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十八 一・一・二・二—テトラクロルエタン（別名四塩化アセチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、一・一・二・二—テトラクロルエタンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十九 テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、テトラクロルエチレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十九の二 テトラヒドロフランを含有する製剤その他の物。ただし、テトラヒドロフランの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十 一・一・一—トリクロルエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一・一—トリクロルエタンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十一 トリクロルエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、トリクロルエチレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十二 トリレンジイソシアネートを含有する製剤その他の物。ただし、トリレンジイソシアネートの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十三 トルエンを含有する製剤その他の物。ただし、トルエンの

含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十四 鉛化合物（令第十八条第二十四号に掲げる鉛化合物をいう。以下この号において同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、鉛化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十五 ニツケルカルボニルを含有する製剤その他の物。ただし、ニツケルカルボニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十六 二硫化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、二硫化炭素の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十七 ノルマルヘキサンを含有する製剤その他の物。ただし、ノルマルヘキサンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十八 パラジメチルアミノアズベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラジメチルアミノアズベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十九 パラニトロクロルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラニトロクロルベンゼンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十 フェノールを含有する製剤その他の物。ただし、フェノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十一 一ブタノールを含有する製剤その他の物。ただし、一ブタノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十二 ニブタノールを含有する製剤その他の物。ただし、ニブタノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十三 弗化水素を含有する製剤その他の物。ただし、弗化水素の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十一 ベータープロピオラクトン含有する製剤その他の物。ただし、ベータープロピオラクトンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十二 ベンゼン含有する製剤その他の物。ただし、ベンゼンの含有量が容量の一パーセント以下のものを除く。

三十三 ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩を含有する製剤その他の物。ただし、ペンタクロルフエノールの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十四 ホルムアルデヒド含有する製剤その他の物。ただし、ホルムアルデヒドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十五 マゼンタ含有する製剤その他の物。ただし、マゼンタの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十六 メタノール含有する製剤その他の物。ただし、メタノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の二 メチルイソブチルケトン含有する製剤その他の物。ただし、メチルイソブチルケトンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の三 メチルエチルケトン含有する製剤その他の物。ただし、メチルエチルケトンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の四 メチルシクロヘキサノール含有する製剤その他の物。ただし、メチルシクロヘキサノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の五 メチルシクロヘキサノン含有する製剤その他の物。ただし、メチルシクロヘキサノンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の六 メチルノルマルブチルケトン含有する製剤その

別表第二の一(第三十四条の一関係)

物	含有量 (重量パーセント)
アクリルアミド	〇・一パーセント未満
アクリル酸	一パーセント未満
アクリル酸エチル	〇・一パーセント未満
アクリル酸ノルマルブチル	〇・一パーセント未満
アクリル酸二ヒドロキシプロピル	〇・一パーセント未満
アクリル酸メチル	〇・一パーセント未満
アクリロニトリル	〇・一パーセント未満
アクロレイン	一パーセント未満
アジ化ナトリウム	一パーセント未満
アジピン酸	一パーセント未満
アジポニトリル	一パーセント未満
アセチルサリチル酸(別名アスピリン)	〇・一パーセント未満

他の物。ただし、メチルノルマルブチルケトンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十七 沃化メチルを含有する製剤その他の物。ただし、沃化メチルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十七の二 硫化水素ナトリウムを含有する製剤その他の物。ただし、硫化水素ナトリウムの含有量が重量の十パーセント以下のものを除く。

三十七の三 硫化ナトリウムを含有する製剤その他の物。ただし、硫化ナトリウムの含有量が重量の十パーセント以下のものを除く。

三十八 硫酸ジメチルを含有する製剤その他の物。ただし、硫酸ジメチルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

アセトアミド	○・一パーセント未満
アセトアルデヒド	○・一パーセント未満
アセトニトリル	一パーセント未満
アセトフェノン	一パーセント未満
アセトン	○・一パーセント未満
アセトンシアノヒドリン	○・一パーセント未満
アニリン	○・一パーセント未満
アミド硫酸アンモニウム	一パーセント未満
二アミノエタノール	○・一パーセント未満
四アミノ一六ターシャリーブチル 一三メチルチオール・二・四トリ アジン一五(四H)一オン(別名メ リブジン)	一パーセント未満
三アミノ一H一・二・四トリ アゾール(別名アミトロール)	○・一パーセント未満
四アミノ一三・五・六トリクロロ ピリジン一ニカルボン酸(別名ピク ロラム)	一パーセント未満
二アミノピリジン	一パーセント未満
亜硫酸水素ナトリウム	○・一パーセント未満
アリアルコール	一パーセント未満
一アリアルオキシ一ニ・三エポキシ プロパン	○・一パーセント未満
アリル水銀化合物	○・一パーセント未満
アリルノルマルプロピルジスル フィド	○・一パーセント未満
亜りん酸トリメチル	一パーセント未満

アルキルアルミニウム化合物	一パーセント未満
アルキル水銀化合物	○・一パーセント未満
三―(アルファ―アセトニルベンジル ―四―ヒドロキシクマリン (別名ワ ルファリン))	○・一パーセント未満
アルファ・アルファ―ジクロロトルエ ン	○・一パーセント未満
アルファ―メチルスチレン	○・一パーセント未満
アルミニウム水溶性塩	一パーセント未満
アンチモン及びその化合物	○・一パーセント未満
アンモニア	○・一パーセント未満
三―イソシアナトメチル―三・五・五 ―トリメチルシクロヘキシル―イソシ アネート	○・一パーセント未満
イソシアン酸メチル	○・一パーセント未満
イソブレン	○・一パーセント未満
N―イソプロピルアニリン	○・一パーセント未満
N―イソプロピルアミノホスホン酸O ―エチル―O― (三―メチル―四―メ チルチオフェニル) (別名フェナミホ ス)	○・一パーセント未満
イソプロピルアミン	一パーセント未満
イソプロピルエーテル	○・一パーセント未満
三―イソプロポキシ―ニートリフルオ ロメチルベンズアニリド (別名フルト ラニル)	一パーセント未満
イソペンチルアルコール (別名イソア ミルアルコール)	一パーセント未満

イソホロン	○・一パーセント未満
一塩化硫黄	一パーセント未満
一酸化炭素	○・一パーセント未満
一酸化窒素	一パーセント未満
一酸化二窒素	○・一パーセント未満
イソトリウム及びその化合物	一パーセント未満
イブシロンーカプロラクタム	一パーセント未満
二ーイミダゾリジンチオン	○・一パーセント未満
四・四ー(四ーイミノシクロヘキサ-	○・一パーセント未満
二・五ージエニリデンメチル)ジアニ	○・一パーセント未満
リン塩酸塩(別名C I ベイシツクレツ	
ド九)	
インジウム及びその化合物	一パーセント未満
インデン	○・一パーセント未満
ウレタン	○・一パーセント未満
エタノール	○・一パーセント未満
エタンチオール	一パーセント未満
エチリデンノルボルネン	○・一パーセント未満
エチルアミン	一パーセント未満
エチルエーテル	○・一パーセント未満
エチルーセカンダリーペンチルケトン	一パーセント未満
エチルーパラーニトロロフェニルチオノ	○・一パーセント未満
ベンゼンホスホネイト(別名EPN)	
○ーエチルーSーフェニルーエチルホ	○・一パーセント未満
スホノチオロチオナート(別名ホノホ	
ス)	
二ーエチルヘキササン酸	○・一パーセント未満
エチルベンゼン	○・一パーセント未満

エチルメチルケトンペルオキシシド	一パーセント未満
N-エチルモルホリン	〇・一パーセント未満
エチレンイミン	〇・一パーセント未満
エチレンオキシド	〇・一パーセント未満
エチレングリコール	〇・一パーセント未満
エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	〇・一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	〇・一パーセント未満
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	〇・一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	〇・一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	〇・一パーセント未満
エチレンクロロヒドリン	〇・一パーセント未満
エチレンジアミン	〇・一パーセント未満
一・一-エチレン-二・二-ジピリジニウムジブロミド (別名ジクアット)	〇・一パーセント未満
二-エトキシ-二・二-ジメチルエタン	一パーセント未満
二- (四-エトキシフェニル) -二-メチルプロピル-三-フェノキシベン	一パーセント未満

ジルエーテル (別名エトフェンプロツクス)	
エピクロロヒドリン	○・一パーセント未満
一・二―エポキシ―三―イソプロポキシシプロパン	一パーセント未満
二・三―エポキシ―一―プロパナール	○・一パーセント未満
二・三―エポキシ―一―プロパノール	○・一パーセント未満
二・三―エポキシプロピルフェニル	○・一パーセント未満
エーテル	
エメリー	一パーセント未満
エリオナイト	○・一パーセント未満
塩化亜鉛	○・一パーセント未満
塩化アリル	○・一パーセント未満
塩化アンモニウム	○・一パーセント未満
塩化シアン	一パーセント未満
塩化水素	○・一パーセント未満
塩化チオニル	一パーセント未満
塩化ビニル	○・一パーセント未満
塩化ベンジル	○・一パーセント未満
塩化ベンゾイル	一パーセント未満
塩化ホスホリル	一パーセント未満
塩素	一パーセント未満
塩素化カンフェン (別名トキサフェン)	○・一パーセント未満
塩素化ジフェニルオキシド	一パーセント未満
黄りん	○・一パーセント未満
四・四―オキシビス (二―クロロアニリン)	○・一パーセント未満

オキシビス(チオホスホン酸)O・O ・O・Oーテトラエチル(別名スルホ テップ)	O・一パーセント未満
四・四ーオキシビスベンゼンスルホニ ルヒドラジド	一パーセント未満
オキシビスホスホン酸四ナトリウム	一パーセント未満
オクタクロロナフタレン	一パーセント未満
一・二・四・五・六・七・八・八ーオ クタクロロ一・二・三・三a・四・七・ 七aーヘキサヒドロ一四・七ーメタノ ー一Hーインデン(別名クロルデン)	O・一パーセント未満
二ーオクタノール	一パーセント未満
オクタン	一パーセント未満
オジン	O・一パーセント未満
オメガークロロアセトフェノン	O・一パーセント未満
オーラミン	O・一パーセント未満
オルトーアニシジン	O・一パーセント未満
オルトークロロスチレン	一パーセント未満
オルトークロロトルエン	O・一パーセント未満
オルトージクロロベンゼン	一パーセント未満
オルトーセカンダリーブチルフェノー ル	一パーセント未満
オルトーニトロアニソール	O・一パーセント未満
オルトーフタロジニトリル	一パーセント未満
過酸化水素	O・一パーセント未満
ガンリン	O・一パーセント未満
カテコール	O・一パーセント未満
カドミウム及びその化合物	O・一パーセント未満

カーボンブラック	○・一パーセント未満
カルシウムシアナミド	一パーセント未満
ぎ酸	○・一パーセント未満
ぎ酸エチル	一パーセント未満
ぎ酸メチル	一パーセント未満
キシリジン	○・一パーセント未満
キシレン	○・一パーセント未満
銀及びその水溶性化合物	○・一パーセント未満
クメン	一パーセント未満
グルタルアルデヒド	○・一パーセント未満
クレオソート油	○・一パーセント未満
クレゾール	一パーセント未満
クロム及びその化合物	○・一パーセント未満
クロロアセチルクロリド	一パーセント未満
クロロアセトアルデヒド	○・一パーセント未満
クロロアセトン	一パーセント未満
クロロエタン (別名塩化エチル)	○・一パーセント未満
二クロロ一四一エチルアミノ一六一	○・一パーセント未満
イソプロピルアミノ一・三・五一ト	○・一パーセント未満
リアジン (別名アトラジン)	○・一パーセント未満
四一クロロ一オルト一フェニレンジア ミン	○・一パーセント未満
クロロジフルオロメタン (別名HCF C一一二)	○・一パーセント未満
二一クロロ一六一トリクロロメチルピ リジン (別名ニトラピリン)	一パーセント未満
二一クロロ一・一・二一トリフルオ ロエチルジフルオロメチルエーテル	○・一パーセント未満

別名エンフルラン)	
一クロロローリーニトロプロパン	一パーセント未満
クロロピクリン	一パーセント未満
クロロフェノール	〇・一パーセント未満
二クロロローリー・三ブタジエン	〇・一パーセント未満
二クロロプロピオン酸	一パーセント未満
二クロロベンジリデンマロノニトリ ル	〇・一パーセント未満
クロロベンゼン	〇・一パーセント未満
クロロペンタフルオロエタン (別名C FC-115)	一パーセント未満
クロロホルム	〇・一パーセント未満
クロロメタン (別名塩化メチル)	〇・一パーセント未満
四クロロ二メチルアニリン及び その塩酸塩	〇・一パーセント未満
クロロメチルメチルエーテル	〇・一パーセント未満
軽油	〇・一パーセント未満
けつ岩油	〇・一パーセント未満
ケテン	一パーセント未満
ゲルマン	一パーセント未満
鉱油	〇・一パーセント未満
五塩化りん	一パーセント未満
固形パラフィン	一パーセント未満
五酸化バナジウム	〇・一パーセント未満
コバルト及びその化合物	〇・一パーセント未満
五弗化臭素	一パーセント未満
コールドタル	〇・一パーセント未満
コールドタルナフサ	一パーセント未満

酢酸	○・一パーセント未満
酢酸エチル	一パーセント未満
酢酸一・三ジメチルブチル	一パーセント未満
酢酸鉛	○・一パーセント未満
酢酸ビニル	○・一パーセント未満
酢酸ブチル	一パーセント未満
酢酸プロピル	一パーセント未満
酢酸ベンジル	一パーセント未満
酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)	○・一パーセント未満
酢酸メチル	一パーセント未満
サチライシン	○・一パーセント未満
三塩化りん	一パーセント未満
酸化亜鉛	一パーセント未満
酸化アルミニウム	一パーセント未満
酸化カルシウム	一パーセント未満
酸化チタン(IV)	一パーセント未満
酸化鉄	一パーセント未満
一・二酸化ブチレン	○・一パーセント未満
酸化プロピレン	○・一パーセント未満
酸化メシチル	○・一パーセント未満
三酸化二ほう素	一パーセント未満
三臭化ほう素	一パーセント未満
三弗化塩素	一パーセント未満
三弗化ほう素	一パーセント未満
次亜塩素酸カルシウム	一パーセント未満
N・Nジアセチルベンジジン	○・一パーセント未満
ジアセトンアルコール	○・一パーセント未満
ジアゾメタン	○・一パーセント未満

シアナミド	○・一パーセント未満
二―シアノアクリル酸エチル	○・一パーセント未満
二―シアノアクリル酸メチル	○・一パーセント未満
二・四―ジアミノアニソール	○・一パーセント未満
四・四―ジアミノジフェニルエーテル	○・一パーセント未満
四・四―ジアミノジフェニルスルフィド	○・一パーセント未満
四・四―ジアミノ―三・三―ジメチルジフェニルメタン	○・一パーセント未満
二・四―ジアミノトルエン	○・一パーセント未満
四アルキル鉛	○・一パーセント未満
シアン化カリウム	一パーセント未満
シアン化カルシウム	一パーセント未満
シアン化水素	一パーセント未満
シアン化ナトリウム	○・一パーセント未満
ジイソブチルケトン	一パーセント未満
ジイソプロピルアミン	一パーセント未満
ジエタノールアミン	一パーセント未満
二―(ジエチルアミノ)エタノール	一パーセント未満
ジエチルアミン	一パーセント未満
ジエチルケトン	一パーセント未満
ジエチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	○・一パーセント未満
一・二―ジエチルヒドラジン	○・一パーセント未満
ジエチレントリアミン	○・一パーセント未満
四塩化炭素	○・一パーセント未満
一・四―ジオキサン	○・一パーセント未満
一・四―ジオキサン―二・三―ジイル	一パーセント未満

ジチオビス(チオホスホン酸) O・O・O・O・O-テトラエチル(別名ジオキサチオン)	○・一パーセント未満
一・三-ジオキソラン	○・一パーセント未満
シクロヘキサノール	○・一パーセント未満
シクロヘキサノン	○・一パーセント未満
シクロヘキサミン	○・一パーセント未満
二-シクロヘキシルビフェニル	○・一パーセント未満
シクロヘキセン	一パーセント未満
シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ	一パーセント未満
シクロペンタジエン	一パーセント未満
シクロペンタン	一パーセント未満
シクロアセチレン	一パーセント未満
シクロエチレン	○・一パーセント未満
三・三-ジクロロ-四・四-ジアミノジフェニルメタン	○・一パーセント未満
ジクロロジフルオロメタン(別名CF ₂ Cl ₂)	一パーセント未満
一・三-ジクロロ-五・五-ジメチルイミダゾリジン-二・四-ジオン	一パーセント未満
三・五-ジクロロ-二・六-ジメチル-四-ピリジノール(別名クロピドール)	一パーセント未満
ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	一パーセント未満

二・二—ジクロロ—一・一—トリフルオロエタン (別名HCFCl ₂)	一パーセント未満
三—(三・四—ジクロロフェニル)— 一・一—ジメチル尿素 (別名ジウロン)	一パーセント未満
二・四—ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム	一パーセント未満
二・四—ジクロロフェノキシ酢酸	〇・一パーセント未満
一・四—ジクロロ—二—ブテン	〇・一パーセント未満
ジクロロフルオロメタン (別名HCF ₂ Cl)	〇・一パーセント未満
一・二—ジクロロプロパン	〇・一パーセント未満
二・二—ジクロロプロピオン酸	一パーセント未満
一・三—ジクロロプロペン	〇・一パーセント未満
ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	〇・一パーセント未満
四酸化オスミウム	一パーセント未満
ジシアン	一パーセント未満
ジシクロペンタジエニル鉄	一パーセント未満
ジシクロペンタジエン	一パーセント未満
二・六—ジ—ターシャリーブチル—四—クレゾール	〇・一パーセント未満
一・三—ジチオラン—二—イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	一パーセント未満
ジチオリン酸—エチル—〇—(四—	一パーセント未満

メチルチオフェニル) — S — ノルマル — プロピル (別名スルプロホス)	○・一パーセント未満
ジチオりん酸 O・O — ジエチル — S — (二 — エチルチオエチル) (別名ジス ルホトン)	○・一パーセント未満
ジチオりん酸 O・O — ジエチル — S — エチルチオメチル (別名ホレート)	○・一パーセント未満
ジチオりん酸 O・O — ジメチル — S — 「(四 — オキソ — 一・二・三 — ベンゾ トリアジン — 三 (四 H) — イル) メチ ル」 (別名アジンホスメチル)	○・一パーセント未満
ジチオりん酸 O・O — ジメチル — S — 一・二 — ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)	○・一パーセント未満
ジナトリウム II 四 — 「(二・四 — ジメ チルフェニル) アゾ」 — 三 — ヒドロキ シ — 二・七 — ナフタレンジスルホナー ト (別名ボンソ — MX)	○・一パーセント未満
ジナトリウム II 八 — 「(三・三 — ジメ チル — 四 — 「四 — 「(四 — メチル フェニル) スルホニル」 オキシ」 フェ ニル」 アゾ」 「一・一 — ビフェニル」 — 四 — イル」 アゾ」 — 七 — ヒドロキシ — 一・三 — ナフタレンジスルホナー ト (別名 C I アシッドレッド百十四)	○・一パーセント未満
ジナトリウム II 三 — ヒドロキシ — 四 — 「(二・四・五 — トリメチルフェニル アゾ) — 二・七 — ナフタレンジスル	○・一パーセント未満

ホナート (別名ボンソー三R)	
二・四―ジニトロトルエン	○・一パーセント未満
ジニトロベンゼン	○・一パーセント未満
二― (ジ―ノルマル―ブチルアミノ)エタノール	一パーセント未満
ジ―ノルマル―プロピルケトン	一パーセント未満
ジビニルベンゼン	○・一パーセント未満
ジフェニルアミン	○・一パーセント未満
ジフェニルエーテル	一パーセント未満
一・二―ジブプロモエタン (別名EDB)	○・一パーセント未満
一・二―ジブプロモ―三―クロロプロパン	○・一パーセント未満
ジブプロモジフルオロメタン	一パーセント未満
ジベンゾイルペルオキシド	○・一パーセント未満
ジボラン	一パーセント未満
N・N―ジメチルアセトアミド	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルアニリン	一パーセント未満
〔四―〕〔四― (ジメチルアミノ) フエニル〕	○・一パーセント未満
〔四―〕〔エチル (三―スルホベンジル) アミノ〕	
フェニル〕メチリデン〕シクロヘキサ―二・五―ジエン―イリデン〕 (エチル) (三―スルホナトベンジル) アンモニウムナトリウム塩 (別名ベンジルバイオレット四B)	
ジメチルアミン	○・一パーセント未満
ジメチルエチルメルカプトエチルチオ	○・一パーセント未満

ホスフェイト(別名メチルジメトン)	○・一パーセント未満
ジメチルエトキシシラン	○・一パーセント未満
ジメチルカルバモイルクロロリド	○・一パーセント未満
ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)	○・一パーセント未満
ジメチルジスルフイド	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルニトロソアミン	○・一パーセント未満
ジメチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)	○・一パーセント未満
ジメチルヒドラジン	○・一パーセント未満
一・一―ジメチル―四・四―ピピリジニウムジクロリド(別名パラコート)	一パーセント未満
一・一―ジメチル―四・四―ピピリジニウムニメタンスルホン酸塩	一パーセント未満
二―(四・六―ジメチル―二―ピリミジンルアミノカルボニルアミノスルフォニル)安息香酸メチル(別名スルホメチユロンメチル)	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルホルムアミド	○・一パーセント未満
一―(二・五―ジメトキシフェニル―アゾ)―二―ナフトール(別名シトラスレッドナンバー二)	○・一パーセント未満
臭化エチル	○・一パーセント未満
臭化水素	一パーセント未満
臭化メチル	○・一パーセント未満
しゅう酸	○・一パーセント未満

臭素	一パーセント未満
臭素化ビフェニル	○・一パーセント未満
硝酸	一パーセント未満
硝酸アンモニウム	一パーセント未満
硝酸ノルマループロピル	一パーセント未満
しょう腦	○・一パーセント未満
シラン	一パーセント未満
シリカ	○・一パーセント未満
ジルコニウム化合物	一パーセント未満
人造鉍物繊維	一パーセント未満
水銀及びその無機化合物	○・一パーセント未満
水酸化カリウム	一パーセント未満
水酸化カルシウム	一パーセント未満
水酸化セシウム	一パーセント未満
水酸化ナトリウム	一パーセント未満
水酸化リチウム	一パーセント未満
水素化リチウム	○・一パーセント未満
すず及びその化合物	○・一パーセント未満
スチレン	○・一パーセント未満
ステアリン酸亜鉛	一パーセント未満
ステアリン酸ナトリウム	一パーセント未満
ステアリン酸鉛	○・一パーセント未満
ステアリン酸マグネシウム	一パーセント未満
ストリキニーネ	一パーセント未満
石油エーテル	一パーセント未満
石油ナフサ	一パーセント未満
石油ベンジン	一パーセント未満
セスキ炭酸ナトリウム	一パーセント未満

セレン及びその化合物	○・一パーセント未満
二―ターシャリーブチルイミノ―三― イソプロピル―五―フェニルテトラヒ ドロー四日―一・三・五―チアジアジ ン―四―オン (別名ブプロフェジン)	一パーセント未満
タリウム及びその水溶性化合物	○・一パーセント未満
炭化けい素	○・一パーセント未満
タングステン及びその水溶性化合物	一パーセント未満
タンタル及びその酸化物	一パーセント未満
チオジ (パラ―フェニレン)―ジオキ シービス (チオホスホン酸) O・O・ O・O―テトラメチル (別名テメホス 〜)	一パーセント未満
チオ尿素	○・一パーセント未満
四・四―チオビス (六―ターシャリー ブチル―三―メチルフェノール)	○・一パーセント未満
チオフェノール	○・一パーセント未満
チオりん酸 O・O―ジエチル―O― 二―イソプロピル―六―メチル―四― ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	○・一パーセント未満
チオりん酸 O・O―ジエチル―エチル チオエチル (別名ジメトン)	○・一パーセント未満
チオりん酸 O・O―ジエチル―O― 六―オキソ―一―フェニル―一・六― ジヒドロ―三―ピリダジニル) (別名 ピリダフェンチオン)	一パーセント未満
チオりん酸 O・O―ジエチル―O― 三・五・六―トリクロロー二―ピリジ	一パーセント未満

ル) (別名クロルピリホス)	
チオりん酸 $O \cdot O$ ジエチル $—O—$	一パーセント未満
四) (メチルスルフィニル) フェニル (別名フェンスルホチオン)	
チオりん酸 $O \cdot O$ ジメチル $—O—$	〇・一パーセント未満
二・四・五) トリクロロフェニル (別名ロンネル)	
チオりん酸 $O \cdot O$ ジメチル $—O—$	一パーセント未満
三) メチル $—四—$ ニトロフェニル (別名フェニトロチオン)	
チオりん酸 $O \cdot O$ ジメチル $—O—$	〇・一パーセント未満
三) メチル $—四—$ メチルチオフェニル (別名フェンチオン)	
デカボラン	一パーセント未満
鉄水溶性塩	一パーセント未満
一・四・七・八) テトラアミノアント ラキノン (別名ジスパースブルー)	〇・一パーセント未満
テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	〇・一パーセント未満
テトラエチルピロホスフェイト (別名 TEPP)	一パーセント未満
テトラエトキシシラン	一パーセント未満
一・一・二・二) テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	一パーセント未満
N) (一・一・二・二) テトラクロロ エチルチオ) (一・二・三・六) テト ラヒドロフタルイミド (別名キャプタ フォル)	〇・一パーセント未満

テトラクロロエチレン (別名パークロ ルエチレン)	○・一パーセント未満
四・五・六・七テトラクロロー 三ジヒドロベンゾ「c」フラン ーオン (別名フサライド)	一パーセント未満
テトラクロロジフルオロエタン (別名 CFCー一一二)	一パーセント未満
二・三・七・八テトラクロロジベン ゾー・四ジオキシシ	○・一パーセント未満
テトラクロロナフタレン	一パーセント未満
テトラナトリウム二三・三一「(三・ 三)ジメチルー四・四ビフェニリ ン」ビス(アゾ)「ビス」五アミノ ー四ヒドロキシー二・七ナフタレ ンジスルホナート」 (別名トリパンブ ル)	○・一パーセント未満
テトラナトリウム二三・三一「(三・ 三)ジメトキシー四・四ビフェニリ ン」ビス(アゾ)「ビス」五アミ ノー四ヒドロキシー二・七ナフタ レンジスルホナート」 (別名C Iダイ レクトブルー十五)	
テトラニトロメタン	○・一パーセント未満
テトラヒドロフラン	一パーセント未満
テトラフルオロエチレン	○・一パーセント未満
一・一・二・二テトラプロモエタン	一パーセント未満
テトラプロモメタン	一パーセント未満
テトラメチルこはく酸ニトリル	一パーセント未満

テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	○・一パーセント未満
テトラメトキシシラン	一パーセント未満
テトリル	○・一パーセント未満
テルフェニル	一パーセント未満
テルル及びその化合物	○・一パーセント未満
テレピン油	○・一パーセント未満
テレフタル酸	○・一パーセント未満
銅及びその化合物	○・一パーセント未満
灯油	○・一パーセント未満
トリエタノールアミン	○・一パーセント未満
トリエチルアミン	一パーセント未満
トリクロロエタン	○・一パーセント未満
トリクロロエチレン	○・一パーセント未満
トリクロロ酢酸	○・一パーセント未満
一・一・二トリクロロ一・二・二トリフルオロエタン	一パーセント未満
トリクロロナフタレン	一パーセント未満
一・一・一トリクロロ一・二・二ビス(四クロロフェニル)エタン(別名DDT)	○・一パーセント未満
一・一・一トリクロロ一・二・二ビス(四メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)	○・一パーセント未満
二・四・五トリクロロフェノキシ酢酸	○・一パーセント未満
トリクロロフルオロメタン(別名CF ₃)	○・一パーセント未満

一・二・三	トリクロロプロパン	○・一	パーセント未満
一・二・四	トリクロロベンゼン	一	パーセント未満
	トリクロロメチルスルフェニルクロ リド	一	パーセント未満
N	トリクロロメチルチオ	○・一	パーセント未満
二・三・六	テトラヒドロフタルイミ ド (別名キャプタン)		
	トリシクロヘキシルスズヒドロキシ ド	一	パーセント未満
一・三・五	トリリス (二・三・エポキ シプロピル)	○・一	パーセント未満
一・三・五	トリリアジ ン		
二・四・六	(一H・三H・五H) トリオン		
	トリス (N・Nジメチルジチオカル バメート) 鉄 (別名ファアバム)	○・一	パーセント未満
	トリニトロトルエン	○・一	パーセント未満
	トリフェニルアミン	一	パーセント未満
	トリプロモメタン	○・一	パーセント未満
二	トリメチルアセチル	一	パーセント未満
	ンダンジオン		
	トリメチルアミン	一	パーセント未満
	トリメチルベンゼン	一	パーセント未満
	トリレンジイソシアネート	○・一	パーセント未満
	トルイジン	○・一	パーセント未満
	トルエン	○・一	パーセント未満
	ナフタレン	○・一	パーセント未満
	一ナフチルチオ尿素	一	パーセント未満
	一ナフチルカルバメー	一	パーセント未満

ト(別名カルバリル)	
鉛及びその無機化合物	○・一パーセント未満
二亜硫酸ナトリウム	○・一パーセント未満
ニコチン	○・一パーセント未満
二酸化硫黄	一パーセント未満
二酸化塩素	一パーセント未満
二酸化窒素	○・一パーセント未満
二硝酸プロピレン	一パーセント未満
ニツケル及びその化合物	○・一パーセント未満
ニトリロ三酢酸	○・一パーセント未満
五ニトロアセナフテン	○・一パーセント未満
ニトロエタン	一パーセント未満
ニトログリコール	一パーセント未満
ニトログリセリン	
ニトロセルローズ	
Nニトロソモルホリン	○・一パーセント未満
ニトロトルエン	○・一パーセント未満
ニトロプロパン	○・一パーセント未満
ニトロベンゼン	○・一パーセント未満
ニトロメタン	○・一パーセント未満
乳酸ノルマルブチル	一パーセント未満
二硫化炭素	○・一パーセント未満
ノナン	一パーセント未満
ノルマルブチルアミン	一パーセント未満
ノルマルブチルエチルケトン	一パーセント未満
ノルマルブチルニ・三エポキシ プロピルエーテル	○・一パーセント未満
Nニ・一(Nノルマルブチルカ	○・一パーセント未満

ルバモイル) — H — ニ — ベンゾイミ ダゾリル」カルバミン酸メチル(別名 ベノミル)	
白金及びその水溶性塩	○・一パーセント未満
ハフニウム及びその化合物	一パーセント未満
パラアアニシジン	一パーセント未満
パラクロロアニリン	○・一パーセント未満
パラジクロロベンゼン	○・一パーセント未満
パラジメチルアミノアズベンゼン	○・一パーセント未満
パラターシャリーブチルトルエン	○・一パーセント未満
パラニトロアニリン	○・一パーセント未満
パラニトロクロロベンゼン	○・一パーセント未満
パラフェニルアゾアニリン	○・一パーセント未満
パラベンゾキノン	一パーセント未満
パラメトキシフェノール	一パーセント未満
バリウム及びその水溶性化合物	一パーセント未満
ピクリン酸	一パーセント未満
ビス(二・三—エポキシプロピル)エ ーテル	一パーセント未満
一・三—ビス「(二・三—エポキシプ ロピル)オキシ」ベンゼン	○・一パーセント未満
ビス(二—クロロエチル)エーテル	一パーセント未満
ビス(二—クロロエチル)スルフィド (別名マスタードガス)	○・一パーセント未満
N・N—ビス(二—クロロエチル)メ チルアミン—N—オキシド	○・一パーセント未満
ビス(ジチオリン酸)S・S—メチレ ン—O・O・O・O—テトラエチル)	一パーセント未満

別名エチオン	
ビス(二―ジメチルアミノエチル)エーテル	一パーセント未満
砒素及びその化合物	○・一パーセント未満
ヒドラジン	○・一パーセント未満
ヒドラジン―水和物	○・一パーセント未満
ヒドロキノン	○・一パーセント未満
四―ビニル―シクロヘキセン	○・一パーセント未満
四―ビニルシクロヘキセンジオキシド	○・一パーセント未満
ビニルトルエン	一パーセント未満
ビフェニル	一パーセント未満
ピペラジン二塩酸塩	一パーセント未満
ピリジン	○・一パーセント未満
ピレトラム	○・一パーセント未満
フェニルオキシラン	○・一パーセント未満
フェニルヒドラジン	○・一パーセント未満
フェニルホスフィン	○・一パーセント未満
フェニレンジアミン	○・一パーセント未満
フェノチアジン	○・一パーセント未満
フェノール	○・一パーセント未満
フェロバナジウム	一パーセント未満
一・三―ブタジエン	○・一パーセント未満
ブタノール	○・一パーセント未満
フタル酸ジエチル	○・一パーセント未満
フタル酸ジ―ノルマル―ブチル	○・一パーセント未満
フタル酸ジメチル	一パーセント未満
フタル酸ビス(二―エチルヘキシル)	○・一パーセント未満
(別名DEHP)	○・一パーセント未満

ブタン	一パーセント未満
一ブタンチオール	〇・一パーセント未満
弗化カルボニル	一パーセント未満
弗化ビニリデン	一パーセント未満
弗化ビニル	〇・一パーセント未満
弗素及びその水溶性無機化合物	〇・一パーセント未満
二ブテナール	〇・一パーセント未満
フルオロ酢酸ナトリウム	一パーセント未満
フルフラール	〇・一パーセント未満
フルフリルアルコール	一パーセント未満
一・三ープロパンスルトン	〇・一パーセント未満
プロピオン酸	一パーセント未満
プロピルアルコール	〇・一パーセント未満
プロピレンイミン	〇・一パーセント未満
プロピレングリコールモノメチルエーテル	一パーセント未満
二ープロピン一ーオール	一パーセント未満
プロモエチレン	〇・一パーセント未満
二ープロモ一ニークロロ一・一・一	一パーセント未満
トリフルオロエタン (別名ハロタン)	
一	
プロモクロロメタン	一パーセント未満
プロモジクロロメタン	〇・一パーセント未満
五ープロモ一ニセカンダリーブチル	〇・一パーセント未満
一六ーメチル一・二・三・四ーテト	
ラヒドロポリミジン一ニ・四ージオン	
(別名プロマシル)	
プロモトリフルオロメタン	一パーセント未満

二―ブプロモプロパン	○・一パーセント未満
ヘキサクロロエタン	○・一パーセント未満
一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロ	○・一パーセント未満
ロ―六・七―エポキシシ―一・四・四a	○・一パーセント未満
・五・六・七・八・八a―オクタヒド	
ロ―エキソ―一・四―エンド―五・八	
―ジメタノナフタレン (別名デイルド	
リン)	
一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロ	一パーセント未満
ロ―六・七―エポキシシ―一・四・四a	
・五・六・七・八・八a―オクタヒド	
ロ―エンド―一・四―エンド―五・八	
―ジメタノナフタレン (別名エンドリ	
ン)	
一・二・三・四・五・六―ヘキサクロ	○・一パーセント未満
ロシクロヘキサン (別名リンデン)	
ヘキサクロロシクロペンタジエン	○・一パーセント未満
ヘキサクロロナフタレン	一パーセント未満
一・四・五・六・七・七―ヘキサクロ	○・一パーセント未満
ロビシクロ [二・二・一]―五―ヘプ	
テン―二・三―ジカルボン酸 (別名ク	
ロレンド酸)	
一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロ	○・一パーセント未満
ロ―一・四・四a・五・八・八a―ヘ	
キサヒドロ―エキソ―一・四―エンド	
―五・八―ジメタノナフタレン (別名	
アルドリン)	
ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベン	一パーセント未満

ゾジオキサチエピンオキサイド(別名 ベンゾエピン)	
ヘキサクロロベンゼン	○・一パーセント未満
ヘキサヒドロロー一・三・五トリニト ロー一・三・五トリアジン(別名シ クロナイト)	一パーセント未満
ヘキサフルオロアセトン	○・一パーセント未満
ヘキサメチルホスホリクトリアミド	○・一パーセント未満
ヘキサメチレンジアミン	○・一パーセント未満
ヘキサメチレンジイソシアネート	○・一パーセント未満
ヘキサン	○・一パーセント未満
一ヘキセン	一パーセント未満
ベーターブチロラクトン	○・一パーセント未満
ベータープロピオラクトン	○・一パーセント未満
一・四・五・六・七・八・八ヘプタ クロロ一・三エポキシ一三a・四 ・七・七aテトラヒドロ一四・七 メタノ一Hインデン(別名ヘプタ クロルエポキシド)	○・一パーセント未満
一・四・五・六・七・八・八ヘプタ クロロ一三a・四・七・七aテトラ ヒドロ一四・七メタノ一Hイン デン(別名ヘプタクロル)	
ヘプタン	一パーセント未満
ペルオキソ二硫酸アンモニウム	○・一パーセント未満
ペルオキソ二硫酸カリウム	○・一パーセント未満
ペルオキソ二硫酸ナトリウム	○・一パーセント未満
ペルフルオロオクタタン酸アンモニウム	○・一パーセント未満

塩

ベンゼン	○・一パーセント未満
一・二・四―ベンゼントリカルボン酸	○・一パーセント未満
一・二―無水物	
ベンゾ「a」アントラセン	○・一パーセント未満
ベンゾ「a」ピレン	○・一パーセント未満
ベンゾフラン	○・一パーセント未満
ベンゾ「e」フルオラセン	○・一パーセント未満
ペンタクロロナフタレン	一パーセント未満
ペンタクロロニトロベンゼン	○・一パーセント未満
ペンタクロロフェノール (別名PCP)	○・一パーセント未満
及びそのナトリウム塩	
一―ペンタナール	一パーセント未満
一・一・三・三・三―ペンタフルオロ	一パーセント未満
一―二― (トリフルオロメチル) 一―	
プロペン (別名PFI B)	
ペンタボラン	一パーセント未満
ペンタン	一パーセント未満
ほう酸ナトリウム	○・一パーセント未満
ホスゲン	一パーセント未満
(二―ホルミルヒドラジン) 一四― (○・一パーセント未満
五―ニトロ一―フリル) チアゾール	
ホルムアミド	一パーセント未満
ホルムアルデヒド	○・一パーセント未満
マゼンタ	○・一パーセント未満
マンガン及びその無機化合物	一パーセント未満
ミネラルスピリット (ミネラルシナ	一パーセント未満
一、ペトリウムスピリット、ホワイ	

トスピリット及びミネラルターペンを 含む。)	
無水酢酸	一パーセント未満
無水フタル酸	〇・一パーセント未満
無水マレイン酸	〇・一パーセント未満
メタキシルリレンジアミン	〇・一パーセント未満
メタクリル酸	一パーセント未満
メタクリル酸メチル	〇・一パーセント未満
メタクリロニトリル	〇・一パーセント未満
メタジシアノベンゼン	一パーセント未満
メタノール	〇・一パーセント未満
メタンスルホン酸エチル	〇・一パーセント未満
メタンスルホン酸メチル	〇・一パーセント未満
メチラール	〇・一パーセント未満
メチルアセチレン	一パーセント未満
N-メチルアニリン	一パーセント未満
二・二―「四―(メチルアミノ)―	〇・一パーセント未満
三―ニトロフェニル」アミノ」ジエタ	
ノール(別名HCブルーナンバー一)	
N-メチルアミノホスホン酸〇―(四	一パーセント未満
―ターシャリーブチル―ニクロロフ	
エニル)―〇―メチル(別名クルホメ	
ート)	
メチルアミン	〇・一パーセント未満
メチルイソブチルケトン	一パーセント未満
メチルエチルケトン	一パーセント未満
N-メチルカルバミン酸ニ―イソプロ	〇・一パーセント未満
ピルオキシフェニル(別名プロポキス	

メチルノルマルブチルケトン	一パーセント未満
酸エチル	〇・一パーセント未満
N-メチル-N-ニトロソカルバミン	〇・一パーセント未満
ニ-メチル-ニ-ニトロアントラキノ	〇・一パーセント未満
アニン	〇・一パーセント未満
ニ-メチル-四-(ニ-トリルアゾ)	〇・一パーセント未満
名トリシクラゾール	
五-メチル-一・二・四-トリアゾロ	一パーセント未満
「三・四-b」ベンゾチアゾール(別	
(別名MTBE)	
メチルターシャリーブチルエーテル	〇・一パーセント未満
アミド(別名ジニトルミド)	
ニ-メチル-三・五-ジニトロベンズ	一パーセント未満
ニ-メチル-四・六-ジニトロフェノ	〇・一パーセント未満
カルボニルマンガン	
ニ-メチルシクロペンタジエニルトリ	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノ	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノール	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノ	一パーセント未満
ニ-メチルシクロペンタジエニルトリ	一パーセント未満
ニ-メチル-四・六-ジニトロフェノ	〇・一パーセント未満
ニ-メチルカルバミン酸ニ-セカンダ	一パーセント未満
リーブチルフェニル(別名フェノプロ	
ルブ)	
メチルシクロヘキサノール	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノ	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノ	一パーセント未満
ニ-メチルシクロペンタジエニルトリ	一パーセント未満
カルボニルマンガン	
ニ-メチル-四・六-ジニトロフェノ	〇・一パーセント未満
ニ-メチル-三・五-ジニトロベンズ	一パーセント未満
アミド(別名ジニトルミド)	
メチルターシャリーブチルエーテル	〇・一パーセント未満
(別名MTBE)	
五-メチル-一・二・四-トリアゾロ	一パーセント未満
「三・四-b」ベンゾチアゾール(別	
名トリシクラゾール)	
ニ-メチル-四-(ニ-トリルアゾ)	〇・一パーセント未満
アニン	〇・一パーセント未満
ニ-メチル-ニ-ニトロアントラキノ	〇・一パーセント未満
N-メチル-N-ニトロソカルバミン	〇・一パーセント未満
酸エチル	〇・一パーセント未満
メチルノルマルブチルケトン	一パーセント未満

メチルノルマルペンチルケトン	一パーセント未満
メチルヒドレンジン	○・一パーセント未満
メチルビニルケトン	○・一パーセント未満
一「(二)メチルフェニル」アゾ」	○・一パーセント未満
一「ナフトール(別名オイルオレン ジSS)」	
メチルプロピルケトン	一パーセント未満
五「メチル」二「ヘキサノン」	一パーセント未満
四「メチル」二「ペンタノール」	一パーセント未満
二「メチル」二「四」ペンタンジオー ル	一パーセント未満
二「メチル」N「三」(一)メチル エトキシ)フェニル」ベンズアミド(別 名メプロニル)	一パーセント未満
S「メチル」N「(メチルカルバモイ ルオキシ)チオアセチミデート(別名 メソミル)	一パーセント未満
メチルメルカプタン	一パーセント未満
四・四「メチレンジアニリン」	○・一パーセント未満
メチレンビス(四・一「シクロヘキシ レン)「ジイソシアネート」	○・一パーセント未満
メチレンビス(四・一「フェニレン」	○・一パーセント未満
「ジイソシアネート(別名MDI)」	
二「メトキシ」五「メチル」ニリン	○・一パーセント未満
一「(二)メトキシ」二「メチル」エト キシ)「二」プロパノール	一パーセント未満
メルカプト酢酸	○・一パーセント未満
モリブデン及びその化合物	一パーセント未満

モルホリン	一パーセント未満
沃化メチル	一パーセント未満
沃素	〇・一パーセント未満
ヨードホルム	一パーセント未満
硫化ジメチル	一パーセント未満
硫化水素	一パーセント未満
硫化水素ナトリウム	一パーセント未満
硫化ナトリウム	一パーセント未満
硫化りん	一パーセント未満
硫酸	一パーセント未満
硫酸ジイソプロピル	〇・一パーセント未満
硫酸ジエチル	〇・一パーセント未満
硫酸ジメチル	〇・一パーセント未満
りん化水素	一パーセント未満
りん酸	一パーセント未満
りん酸ジノルマルーブチル	一パーセント未満
りん酸ジノルマルーブチルニフェニル	一パーセント未満
りん酸一・二ジプロモ一・二・ニジクロロエチルニジメチル(別名ナレド)	〇・一パーセント未満
りん酸ジメチル(E)一(N・Nジメチルカルバモイル)一プロペンニール(別名ジクロトホス)	一パーセント未満
りん酸ジメチル(E)一(N・Nジメチルカルバモイル)一プロペンニール(別名モノクロトホス)	一パーセント未満

りん酸ジメチルルーーメトキシカルボニルルーープロペンルーニール(別名メビンホス)	一パーセント未満
りん酸トリ(オルトトリル)	一パーセント未満
りん酸トリス(二・三ジブromoプロピル)	〇・一パーセント未満
りん酸トリノルマルブチル	一パーセント未満
りん酸トリフェニル	一パーセント未満
レソルシノール	〇・一パーセント未満
六塩化ブタジエン	〇・一パーセント未満
ロジウム及びその化合物	〇・一パーセント未満
ロジン	〇・一パーセント未満
ロテノン	一パーセント未満

備考 名称等を通知すべき危険物及び有害物から除かれる物
ニトログリセリンを含有する製剤その他の物のうち、九十八パーセント以上の揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したものであつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のもの

様式第二十一号の二の一

印
立入検査証

名 姓 氏 名
年 月 日 生

官 職 氏 名
年 月 日 在

印
又 は 印

上記の者は、
の規定により立入検査をする職員であること
を証明する。

年 月 日

厚生労働大臣又は都道府県労働局長 印

様式第二十一号の二の二

「第一面」

名 姓 氏 名
年 月 日 生

官 職 氏 名
年 月 日 在

上記の者は、
の規定により立入検査をする職員であることを証明する
を証明する。

年 月 日

厚生労働大臣又は都道府県労働局長 印

様式第二十一号の二三
(略)

○石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第四百四十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第五条 改正政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正政令による改正前の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。次項において「旧令」という。）第六条第二十三号ロの厚生労働省令で定める物は、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物とする。</p> <p>2 旧令第十八条第三十九号及び別表第九第六百三十二号の厚生労働省令で定める物は、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）を含有する製剤その他の物（石綿の含有量が重量の〇・一パーセント未満であるものを除く。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第五条 改正政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正政令による改正前の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号ロ、第十八条第三十九号及び別表第九第六百三十二号の厚生労働省令で定める物は、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物とする。</p>